



2026 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 : **SCAT 株式会社**
代 表 者 : 代表取締役 社長 長島 秀夫
(コード : 3974 東証スタンダード市場、名証メイン市場)
問 合 せ 先 : 取締役 執行役員 高橋 栄
(TEL : 03-6275-1130)

第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 26 日開催の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関し、本日発行価額の総額の払込みが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行に関する詳細については、2026 年 8 月 26 日公表の「第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 第三者割当による新株予約権発行の概要

① 割当日	2026 年 9 月 11 日
② 新株予約権の総数	8,100 個（新株予約権 1 個あたり 100 株）
③ 発行価額	総額 4,843,800 円（1 個につき 598 円、1 株につき 5.98 円）
④ 当該発行による 潜在株式数	810,000 株 第 1 回新株予約権については行使価額修正条項が付されていますが、 下限行使価額（下記⑥を参照。）においても、潜在株式数の合計は 810,000 株であります。
⑤ 資金調達の額	511,093,800 円（注）
⑥ 行使価額	当初行使価額 625 円 当社は、本新株予約権の割当日の 6 か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引

	の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に93%を乗じた価額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。)(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。 本新株予約権の「下限行使価額」は、2026年8月26日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値の50%に相当する金額である336円とします。
⑦ 割当方法 (割当先)	第三者割当方式により次の者に割り当てます。 ドリーム10号投資事業有限責任組合 8,100個
⑧ その他	(a) 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、本新株予約権者に対し取得日の通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより取得日の到来をもって本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。 (b) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当該譲渡に先立ち、当社取締役会の承認を要します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以上